

令和８年６月
国　　税　　庁
法人課税課

国税庁システム移行に伴う
周知事項等について

INDEX

01 **概要**
概要事項のご説明

02 **様式変更の具体的な事例**
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 **仕様変更に伴う新機能・変更点**
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 **システム移行に伴うe-Tax停止期間**
システム移行期のe-Tax停止期間等について

※　当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

INDEX

01 概要
概要事項のご説明

02 様式変更の具体的な事例
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 仕様変更に伴う新機能・変更点
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 システム移行に伴うe-Tax停止期間
システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

1　概要

当資料について

当庁では、基幹システムの更新（更新後：KSK2）が計画されており、令和８年９月24日リリース予定として開発を進めているところです。

当システム更新に伴い、以下の変更等が生じることから、前広な情報共有を目的としたものとなります。

【当資料にてお伝えしたい事項】

- 申告書等のAI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂（スライド５～12）
- 新機能・変更点等（スライド14～18）
- システム移行時のe-Tax停止期間（スライド20）

※　追加で連絡すべき事項等が生じた場合には、適宜ご連絡させていただきます。

※　貴会の県単位及び署単位会に対してのご連絡は、今後、局署の実情に応じて実施させていただきます。

KSK2移行に伴う対外周知について

KSK2への移行に伴い、上記のとおり、AI-OCR様式への移行に伴う既存様式の改訂等の多くの変更点が生じるため、別途国税庁ホームページに専用ページを設け、各種情報を掲載しています。

なお、様式変更される申告書等の公表時期・受付開始時期等の情報についても合わせて掲載しています。

（掲載先）国税庁ホームページ：https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm

INDEX

01 概要
概要事項のご説明

02 様式変更の具体的な事例
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 仕様変更に伴う新機能・変更点
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 システム移行に伴うe-Tax停止期間
システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

２－１　申告書等の様式変更

○　一部の書面申告書等について、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。
※「控用」は、なくなります。

○　現行の様式との比較は、以下のとおりです。

○　書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。

※　e-Tax申告を推進しています。ベンダーソフトから非AI-OCR様式が出力される場合などには、非AI-OCR様式でも提出はできますが、多くのメリットがあるe-Tax申告のご利用をお願いします。

※　過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であるかをご確認ください。

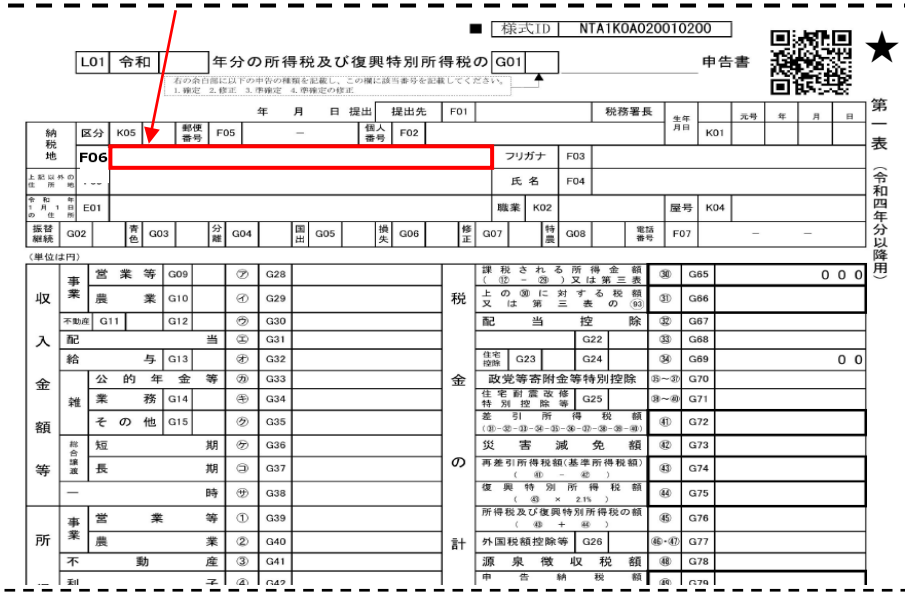
【現行KSK：OCR】

１文字枠フィールド（ドロップアウトカラー）で、文字位置が固定されています。



【KSK2：AI-OCR】

フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。



○　AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。
※　e-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。

○　AI-OCR様式に変更した様式であっても、過年分は非AI-OCR様式のままの場合もあります。

２－２　法人税申告書等の様式変更

○　法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。

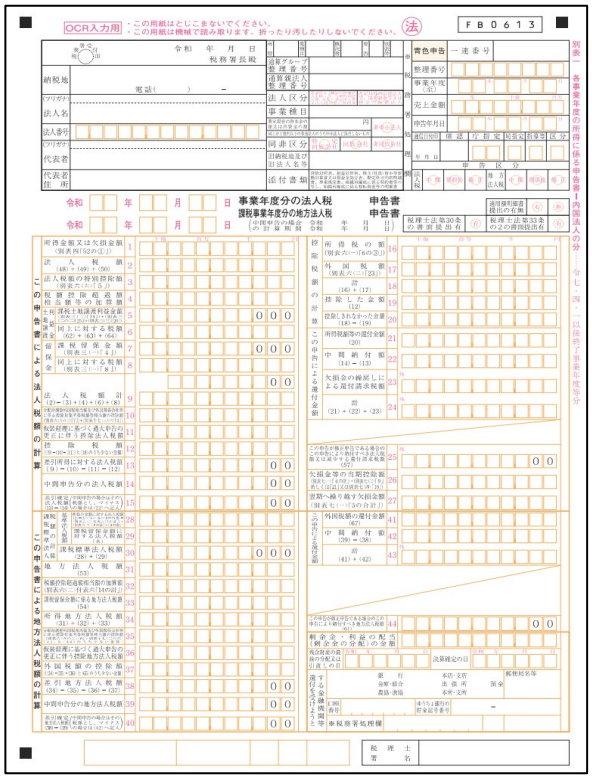
- 申告書（注１）　：令和８年８月
- 申請・届出書（注２）　：令和８年６月

（注１）　AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和４年４月１日以後終了事業年度分以降となります。

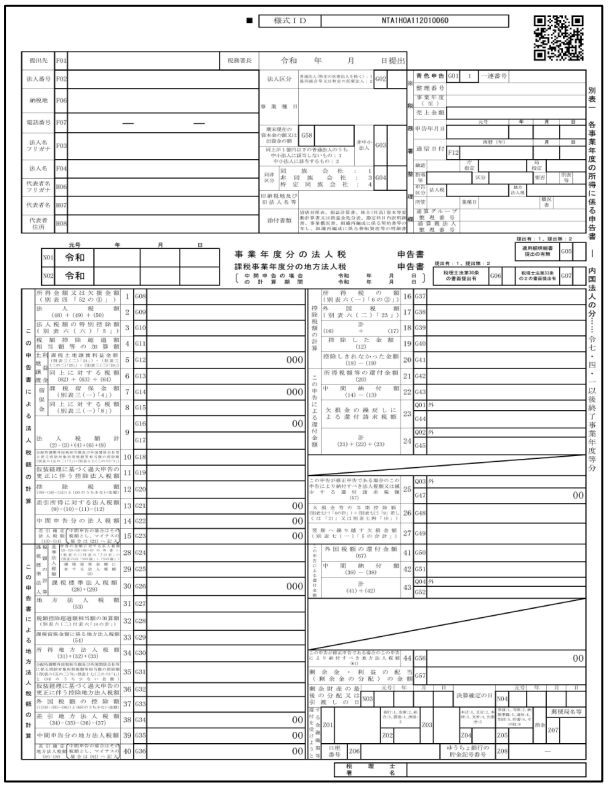
（注２）　令和８年度税制改正に対応したAI-OCR様式については、令和８年８月末の公開を予定しております。

○　法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】
法人税申告書別表一（OCR様式）



【変更後】
法人税申告書別表一（イメージ）



２－３　法人設立関係届出手続の統合

○　法人設立関係の４手続（法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請）を１つのAI-OCR様式に統合し、「青色申告の承認申請書　兼　法人設立届出書」を新たに設けます。

○　現行の様式との比較は、以下のとおりで、この統合様式は令和９年１月から使用開始予定です。

【現行】

《法人設立届出書》



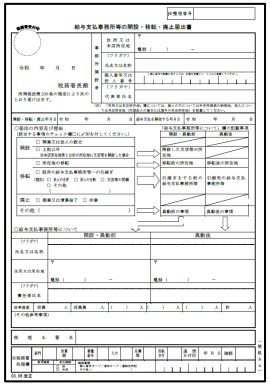
→単体様式は**廃止**
（令和９年１月）

《青色申告の承認申請書》

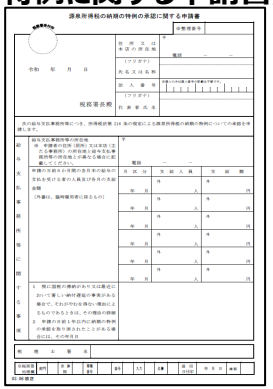


→単体様式は**廃止**
（令和９年１月）

《給与支払事務所等の開設届出書》

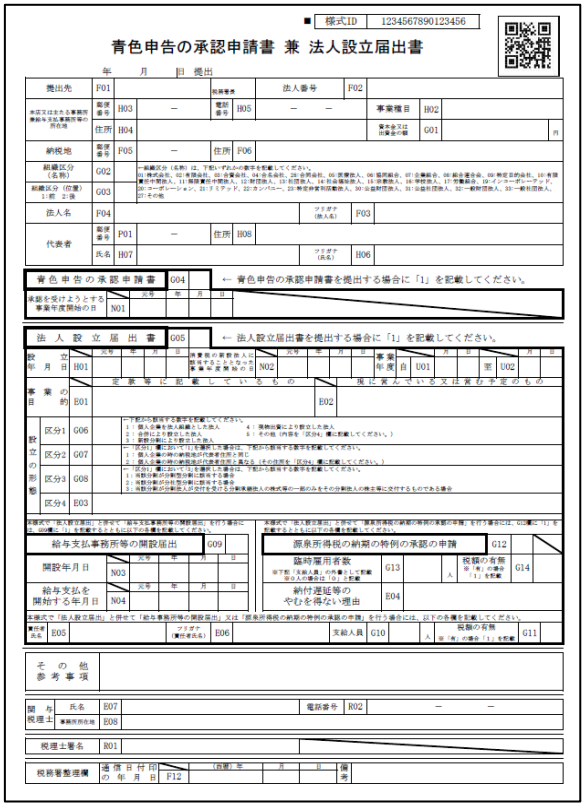


《源泉所得税の納期の特例に関する申請書》



【変更後】

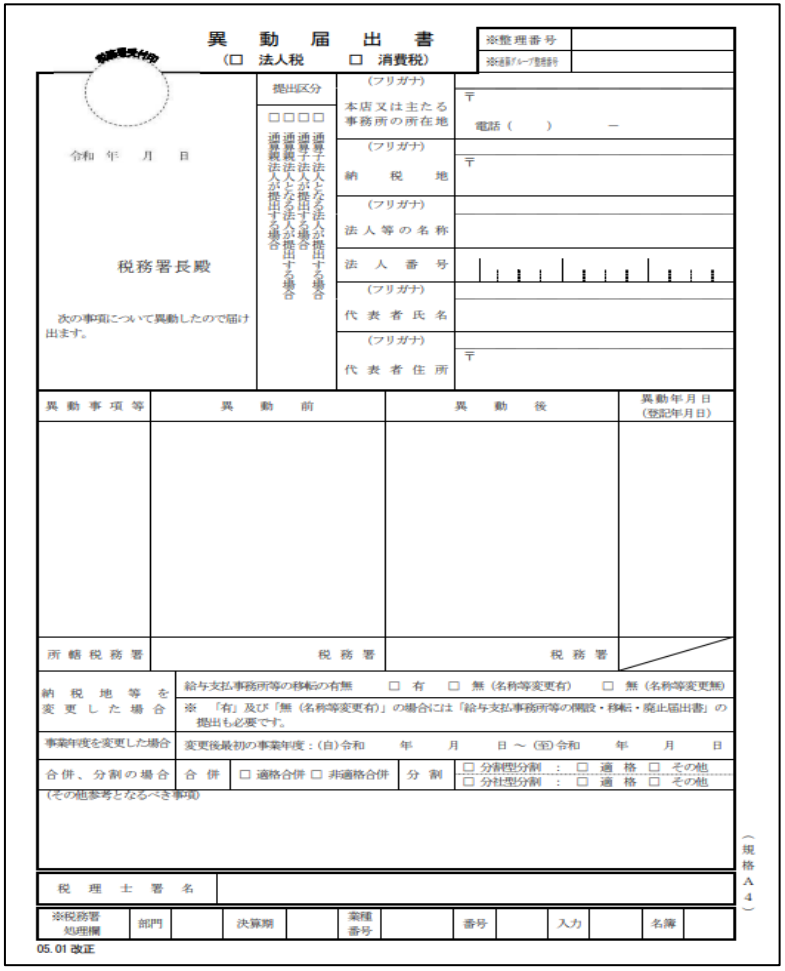
《青色申告の承認申請書　兼　法人設立届出書イメージ》



２－４　異動届出書の様式変更

○　AI-OCRの導入に伴い、異動届出書について、レイアウトを変更予定です。
○　異動届出書の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】
《異動届出書》



異　動　届　出　書
（□ 法人税　□ 消費税）

※整理番号
※連番グループ整理番号

受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

次の事項について異動したので届け出ます。

提出区分
□□□□
通算子法人となる法人が提出する場合
通算親法人が提出する場合
通算子法人が提出する場合
通算親法人となる法人が提出する場合

（フリガナ）
本店又は主たる事務所の所在地
〒
電話（　）　－

（フリガナ）
納税地
〒

（フリガナ）
法人等の名称

法人番号

（フリガナ）
代表者氏名

（フリガナ）
代表者住所
〒

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日（登記年月日）
所轄税務署	税務署	税務署	

納税地等を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無　□ 有　□ 無（名称等変更有）　□ 無（名称等変更無） ※「有」及び「無（名称等変更有）」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：（自）令和　年　月　日 ～（至）令和　年　月　日
合併、分割の場合	合　併　□ 適格合併 □ 非適格合併　分　割　□ 分割型分割：□ 適　格 □ その他 □ 分社型分割：□ 適　格 □ その他

（その他参考となるべき事項）

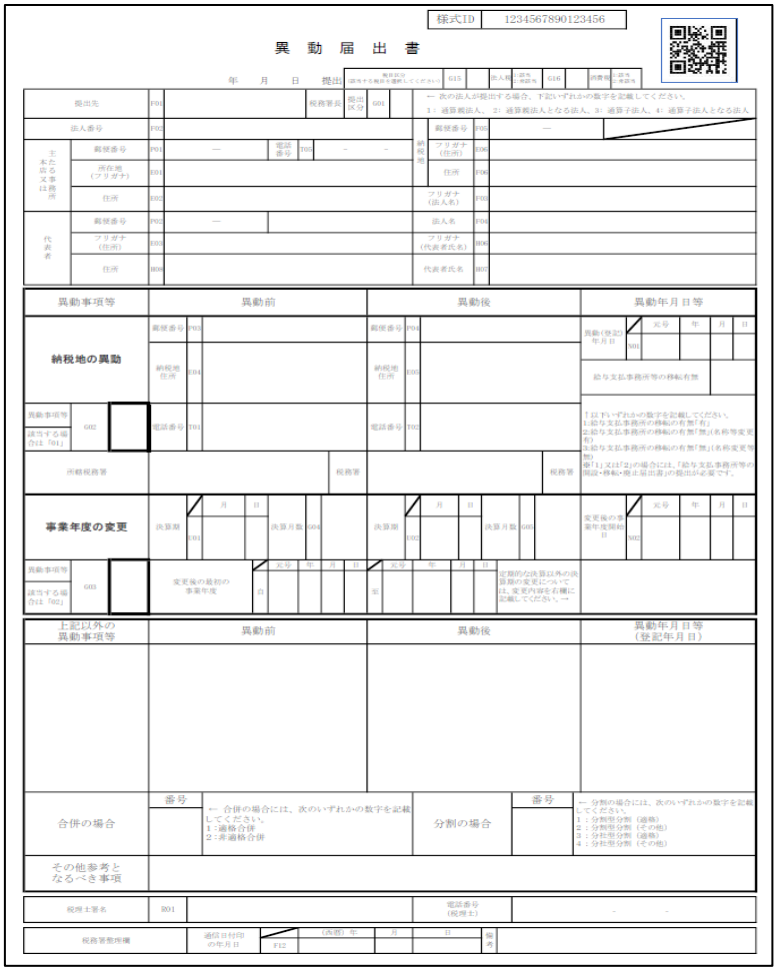
（規格Ａ４）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿	

05.01 改定

【変更後】
《異動届出書イメージ》



様式ID　1234567890123456

異　動　届　出　書

年　月　日　提出

提出先	F01	税務署長	提出区分 G01
法人番号	F02		
主たる又は事務所	郵便番号 F03	電話番号 F04	
	所在地（フリガナ） F05		
	住所 F06		
代表者	郵便番号 F07		
	フリガナ（住所） F08		
	住所 F09		

← 次の法人が提出する場合、下記いずれかの数字を記載してください。
1：通算親法人、2：通算親法人となる法人、3：通算子法人、4：通算子法人となる法人

納税地	郵便番号 F10	電話番号 F11	
	フリガナ（住所） F12		
	住所 F13		
	フリガナ（法人名） F14		
	法人名 F15		
	フリガナ（代表者氏名） F16		
	代表者氏名 F17		

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日等
納税地の異動	郵便番号 H01 納税地住所 H02 電話番号 H03	郵便番号 I01 納税地住所 I02 電話番号 I03	異動（登記）年月日 J01 給与支払事務所等の移転有無
異動事項等（該当する場合は「01」） G02			
所轄税務署	税務署	税務署	
事業年度の変更	決算期 H04 決算月数 H05	決算期 I04 決算月数 I05	変更後の事業年度開始日 J02
異動事項等（該当する場合は「02」） G03	変更後の最初の事業年度	定期的な決算以外の決算期の変更については、変更内容を右欄に記載してください。→	

上記以外の異動事項等	異動前	異動後	異動年月日等（登記年月日）

合併の場合	番号	← 合併の場合には、次のいずれかの数字を記載してください。 1：適格合併 2：非適格合併	分割の場合　番号
その他参考となるべき事項			

← 分割の場合には、次のいずれかの数字を記載してください。
1：分割型分割（適格）
2：分割型分割（その他）
3：分社型分割（適格）
4：分社型分割（その他）

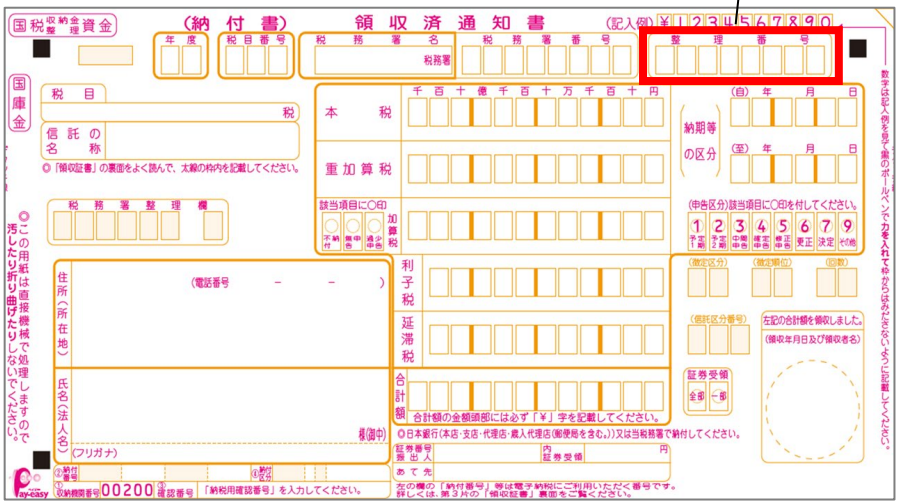
税理士署名	R01		電話番号（税理士）			
税務署処理欄	通信日付印の年月日	年	月	日	整理番号	

２－５　納付書・所得税徴収高計算書の様式変更①

○　納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
○　現行の「整理番号」欄(８桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
○　レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
※　当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。
※　納付書（A4用紙）については、税務署で必要事項を印字した上でお渡ししますので、そのままご使用ください。

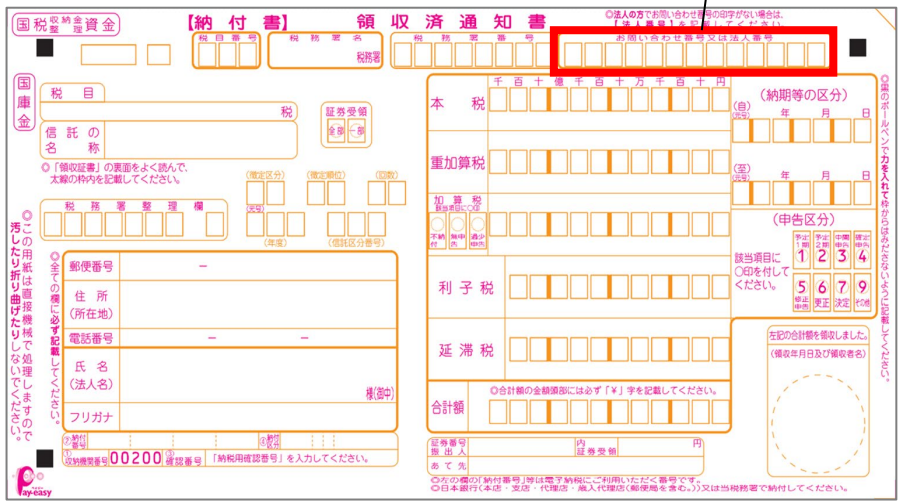
【現行】
《複写式・１片》

「整理番号」欄
（８桁）



【変更後】
《複写式・１片》

「お問い合わせ番号」欄
（13桁）



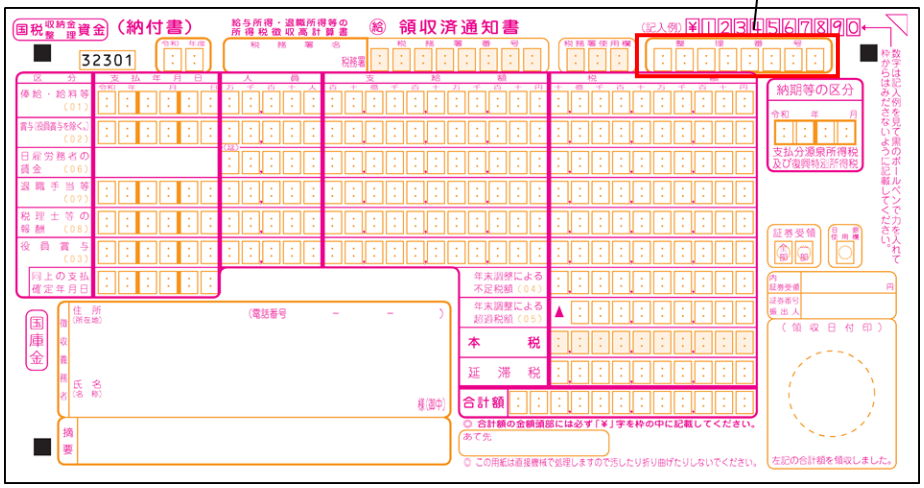
（※）複写式の２片・３片についても、１片と同様にレイアウト変更

２－５　納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

○　所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
○　現行の「整理番号」欄(８桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
○　レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
※　当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書も使用可能です。
○　また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

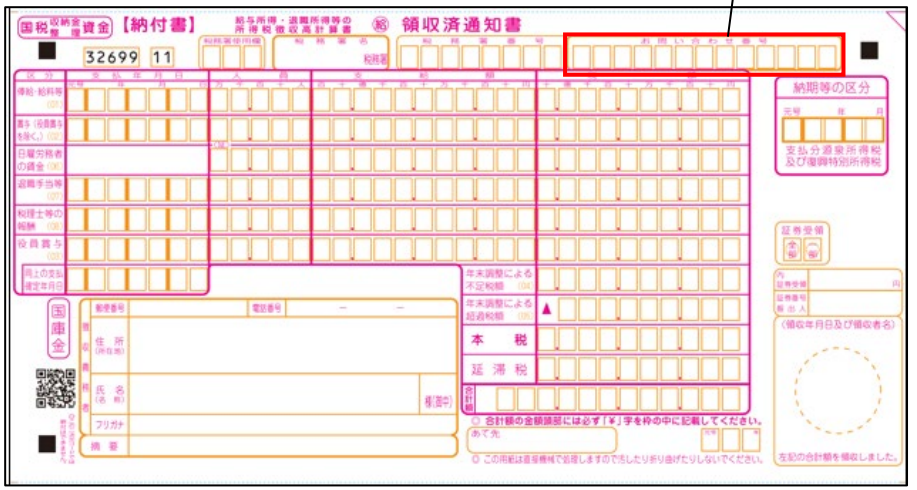
【現行】
《複写式：日銀OCR用・１片》

「整理番号」欄
（８桁）



【変更後】
《複写式：日銀OCR用・１片》

「お問い合わせ番号」欄
（13桁）



２－６　給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

○　これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口に備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。

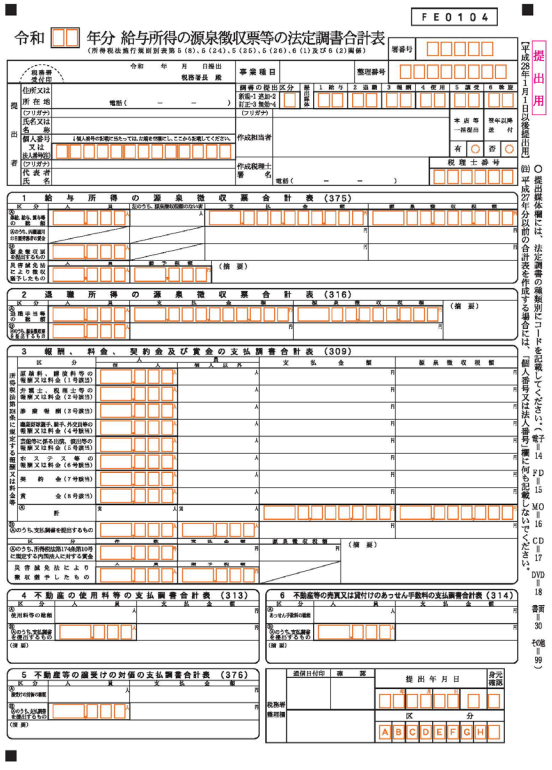
○　今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。

※　国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。

○　現行の様式との比較は、以下のとおりです。

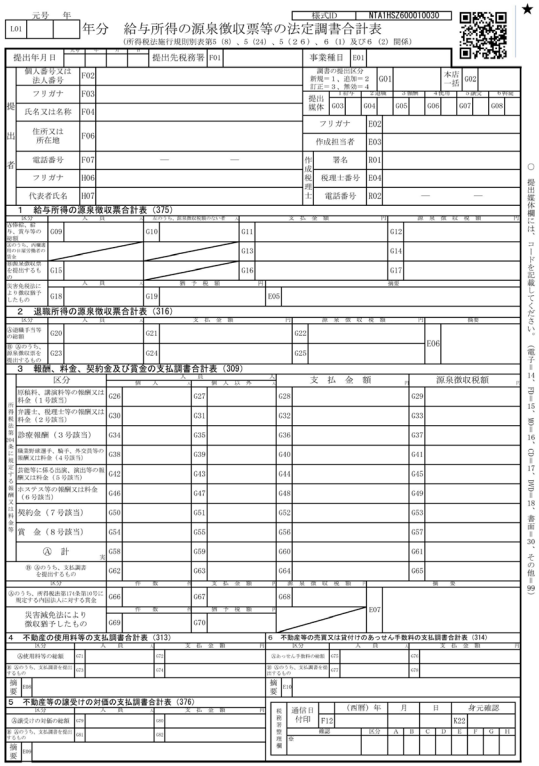
【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》



【変更後】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》



２－７　源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

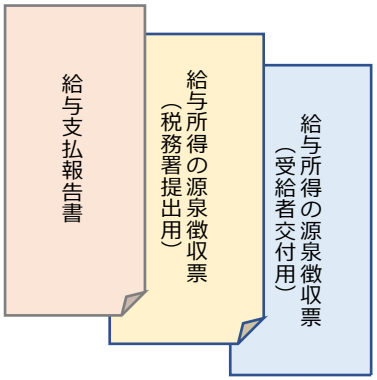
○　現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
①　給与支払報告書（市区町村提出用）
②　給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
③　給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）

○　今後は、 AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる３枚複写の様式の印刷を廃止します。
※　令和９年１月１日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。

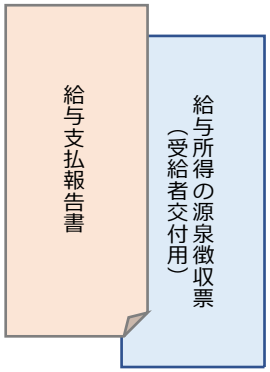
○　給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【３枚複写】

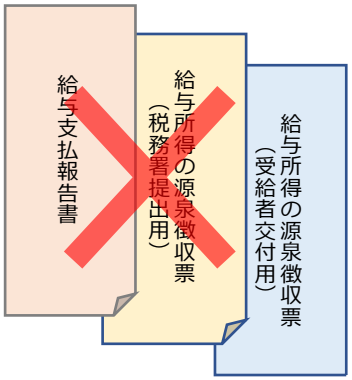


【２枚複写】

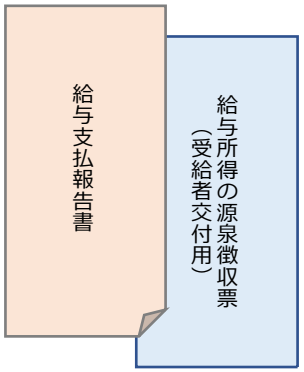


【変更後】

【３枚複写】



【２枚複写】



※印刷の有無は国税局ごとに異なります。

INDEX

01 概要
概要事項のご説明

02 様式変更の具体的な事例
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 仕様変更に伴う新機能・変更点
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 システム移行に伴うe-Tax停止期間
システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

３－１　通知等に記載される番号の変更

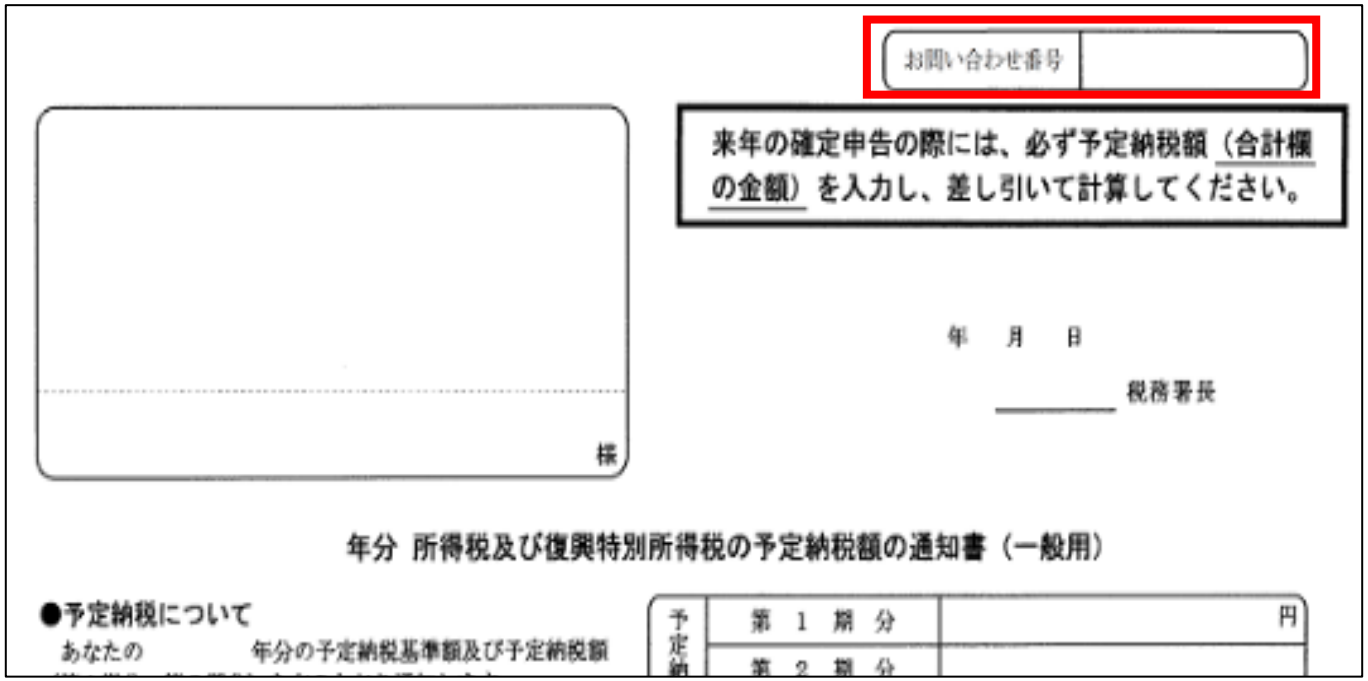
○　税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。

○　「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。

○　なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。

※　「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】


お問い合わせ番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年　月　日

税務署長

様

年分　所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について

あなたの　　年分の予定納税基準額及び予定納税額

予定納　第１期分　円

第２期分

３－２　申告書等への提出年月日の表示

○　申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。
※　収受日付印の押なつは行いません。

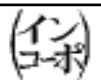
【開示請求の際の申告書のイメージ】

提出年月日　yyyy.mm.dd
年　月　日



３－３　漢字等（旧字体等）の取扱い

○　税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第１水準から第４水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
○　このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
○　主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	髙	高
	岡	岡
	𡚴	(手書き)
	嵜	(手書き)
記号	㊞	(手書き)
		(手書き)

３－４　e-TaxのIPアドレスの仕様変更

○　e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK２への移行後は非公開となります。）。
※　接続するたびにIPアドレスが変わります。

○　e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを**公開**	**非公開**
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

※　各WebページのURLの変更はありません。

３－５　処分通知等の電子交付の対象拡大

○　令和８年９月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
○　電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
※　ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
○　電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和８年９月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
※　電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。

事前の一括同意（R8.9.24～）



e-Taxにログイン
又は
e-Tax利用開始届出（※）

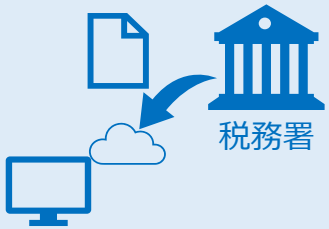
※　ベンダーソフトでは利用不可



通知書等の受領方法画面で
「電子（e-Tax）」を選択
（一括同意）

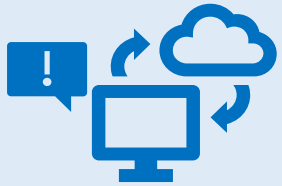
メールアドレスの登録と
ワンタイム認証が必要です。

電子交付



e-Taxのメッセージ
ボックスに通知書等を格納

見落とし防止のため、
通知書等が格納された旨の
メールが届きます。



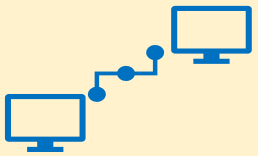
e-Taxにログインし、
通知書等を確認

※　法人については、GビズIDを活用することで、税目等で通知書等の閲覧制限が可能となるよう検討しています（R9.9リース予定）。

◆　従来から電子交付対象である「住宅ローン控除証明書」、「予定納税額等通知書」などに加え、
- 更正又は決定通知書
- 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（いわゆる是認通知）

など約1,000通知が電子交付対象となります。

◆　税理士とe-Tax上で委任関係の登録を行うことで、電子交付された通知書等をe-Tax上で税理士に共有できます。



INDEX

01 概要
概要事項のご説明

02 様式変更の具体的な事例
申告や申請・届出等の変更例のご紹介

03 仕様変更に伴う新機能・変更点
電子交付対象通知の抜本的な拡充・仕様変更等のご紹介

04 システム移行に伴うe-Tax停止期間
システム移行期のe-Tax停止期間等について

※ 当資料は令和8年5月末時点の情報に基づき作成

4　e-Taxのメンテナンス

○　KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2へデータを移行するなどの作業が必要となります。
○　このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。
- **令和８年９月19日（土）　0時～令和８年９月24日（木）8時30分**
- **令和８年９月26日（土）　0時～24時**

※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

【利用可能時間　◎　0:00～24:00　○　8:30～24：00　×　終日メンテナンス】

令和８年（2026年）９月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			